



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 3 月 16 日 (月曜日) 第 89 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

○宮崎県公報発行規程の一部を改正する告示…………… (総務課) 1	頁
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○道路の区域の決定…………… (道路保全課) 3	
○道路の区域の変更…………… (“) 3	
○道路の供用の開始 (3件) …………… (“) 3	

○道路の占用を制限する区域の指定…………… (道路保全課) 4	
○港湾施設の概要の公示 (2件) …………… (港湾課) 4	
病院局企業管理規程	
○宮崎県病院局専攻医研修資金貸与規程の一部を 改正する企業管理規程…………… 5	
公安委員会公告	
○検定合格者審査の実施について…………… 5	
選挙管理委員会告示	
○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の 届出…………… 6	
○資金管理団体の異動及び資金管理団体でなくな った旨の届出…………… 8	

告 示

宮崎県公報発行規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 2 年 3 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 204号

宮崎県公報発行規程の一部を改正する告示

宮崎県公報発行規程 (平成 8 年宮崎県告示第 1076号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(購読料) 第15条 公報の購読料は、1部につき年間41,700円とする。ただし、申込書により1年未満の期間の購読を申し込んだ者の購読料は、 <u>41,700円</u> を12で除して得た額に申込書に記入した購読申込月数を乗じて得た額とする。	(購読料) 第15条 公報の購読料は、1部につき年間 <u>44,400円</u> とする。ただし、申込書により1年未満の期間の購読を申し込んだ者の購読料は、 <u>44,400円</u> を12で除して得た額に申込書に記入した購読申込月数を乗じて得た額とする。
2 [略] (有償購読の中止)	2 [略] (有償購読の中止)
第17条 [略]	第17条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 前項の規定による還付の額は、 <u>41,700円</u> を12で除して得た額に購読した月数を乗じて得た額を <u>41,700円</u> から減じた額とする。	3 前項の規定による還付の額は、 <u>44,400円</u> を12で除して得た額に購読した月数を乗じて得た額を <u>44,400円</u> から減じた額とする。
様式第2号 (第14条関係) [略]	様式第2号 (第14条関係) [略]
注 1 購読料は、1年度分1部につき <u>41,700円</u> (送料込み) です。	注 1 購読料は、1年度分1部につき <u>44,400円</u> (送料込み) です。
2・3 [略]	2・3 [略]

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 3 月 16 日

宮崎県告示第 205号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570302770	介護付有料老人ホームおおぬき	宮崎県延岡市大貫町4丁目1320番地1	株式会社日豊福祉サービス	宮崎県延岡市大貫町4丁目1320番地1	令和2年2月1日	特定施設入居者生活介護
4570601445	モーニングデイサービスかわせみ	宮崎県日向市日知屋古田町41番地	有限会社ダイショー	宮崎県日向市日知屋古田町37番地	令和2年2月1日	通所介護
4571800590	リハビリケアセンター音いろ	宮崎県西諸県郡高原町広原2103	株式会社優和会	宮崎県宮崎市阿波岐原町鳥居原2177番地5	令和2年2月1日	通所介護

宮崎県告示第 206号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和2年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570302770	介護付有料老人ホームおおぬき	宮崎県延岡市大貫町4丁目1320番地1	株式会社日豊福祉サービス	宮崎県延岡市大貫町4丁目1320番地1	令和2年2月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

宮崎県告示第 207号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570201774	有限会社 西迫医科器械店	宮崎県都城市南横市町2121番地 1	有限会社 西迫医科器械店	宮崎県都城市南横市町2121番地 1	令和2年2月4日	特定福祉用具販売
4570700452	ヘルパーステーション はたるの郷	宮崎県串間市本城7610番地	株式会社メソテース	宮崎県串間市本城7610番地	令和2年2月20日	訪問介護
4570302390	通所介護事業所 櫻	宮崎県延岡市昭和町3丁目30番	株式会社九州ケアライン	宮崎県延岡市稲葉崎町五丁目 716番地73	令和2年2月29日	通所介護
4570302408	訪問介護事業所 櫻	宮崎県延岡市昭和町3丁目30番	株式会社九州ケアライン	宮崎県延岡市稲葉崎町五丁目 716番地73	令和2年2月29日	訪問介護

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 208号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の 5 第 2 項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年3月16日

介護保 険事業 所番号	指定介護予防 サービス事業所		指定介護予防 サービス事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称又 は氏名	主たる事務 所の所在地		
4570201774	有限会社 西迫医 科器械店	宮崎県都城市南横 市町2121番地1	有限会社 西迫医 科器械店	宮崎県都城市南横 市町2121番地1	令和2年2月4日	特定介護予防福 祉用具販売

宮崎県告示第 209号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、令和2年3月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
302	県道	高鍋美 々津線	児湯郡都農 町大字川北 字中部3636 番11地先か ら同郡同町 同大字同字 4021番1地 先まで	15.9～ 34.5	537.6

宮崎県告示第 210号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年3月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 向山字谷下 平2760番1 地先から同 郡同町同大 字字切林松 1420番16地 先まで	旧	4.0～ 30.8	306.6
					21.9～ 43.5	101.7
				新	11.9～ 32.1	101.7

宮崎県告示第 211号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年3月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	宮崎市佐土 原町東上那 珂字中牟田 13042番1 地先から同 市同町下那 珂字平権現 前 12678番 1地先まで	令和2年3月21日

宮崎県告示第 212号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年3月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
27	県道	宮崎北 郷線	宮崎市清武 町加納字白 砂坂甲1991 番1から同 市同町加納 同字甲2018 番5まで	令和2年3月16日

宮崎県告示第 213号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年3月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
313	県道	杉安高 鍋線	児湯郡高鍋 町大字上江 字大戸ノ口 7840番3地 先から同郡 同町同大字 同字7840番 3地先まで	令和2年3月16日

宮崎県告示第 214号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 2 年 3 月 16 日から同年同月 30 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	宮崎市佐土原町東上那珂字中牟田 130 42番 1 地先から同市同町下那珂字平権 現前 12678番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

法面対策・落石防止網設置工事に伴う区域変更

4 占用の制限の開始の期日

令和 2 年 3 月 31 日

宮崎県告示第 215号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第 12条第 5 項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所及び宮崎県油津港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図面対象番号）	数 量	能 力
細島港	港湾	港湾	日向市大字日知屋字	面積	

(工業 港地区)	管理 施設	管理 用資 材倉 庫	新開 (N-2-4)	147.00平 方メー トル	
宮崎港	港湾 環境 整備 施設	その 他の 港湾 の環 境の 整備 のた めの 施設	宮崎市新別府町1400 番地 1 地先 (L-7-8)	延長 69.88メ ートル	高さ 4.30メ ートル
油津港	臨港 交通 施設	駐車 場	日南市大字平野字大 節8338番 1 地先 (D-4-1)	面積 10,282. 00平方メ ートル	

宮崎県告示第 216号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第 12条第 5 項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県中部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図面対象番号）	数 量	能 力
内海港	保管 施設	野積 場	宮崎市大字内海地先 (H-2-2)	面積 2,247.00 平方メー トル	
			同上 (H-2-3)	面積 3,521.16 平方メー トル	
			同上 (H-2-4)	面積 3,805.40 平方メー トル	

病院局企業管理規程

宮崎県病院局専攻医研修資金貸与規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和 2 年 3 月 16 日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第 7 号

宮崎県病院局専攻医研修資金貸与規程の一部を改正する企業管理規程

宮崎県病院局専攻医研修資金貸与規程（平成25年宮崎県病院局企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸与の対象者)</p> <p>第 3 条 条例第 3 条の大学講座のうち管理者が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2)～(8)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第14条～第17条 [略]</p> <p>様式第 9 号 (第14条関係) [略]</p> <p>様式第10号 (第15条関係) [略]</p>	<p>(貸与の対象者)</p> <p>第 3 条 条例第 3 条の大学講座のうち管理者が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 消化器内科学講座</u></p> <p><u>(3)～(9)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(宮崎病院での勤務期間)</u></p> <p>第14条 条例第 8 条第 1 項第 2 号及び第10条第 1 号に規定する大学講座の派遣により県立宮崎病院において医師の業務に従事したと認められる期間は、当該業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までの月数によるものとする。</p> <p>第15条～第18条 [略]</p> <p>様式第 9 号 (第15条関係) [略]</p> <p>様式第10号 (第16条関係) [略]</p>

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 1 号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第 5 条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和 2 年 3 月 16 日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 検定合格者審査の種別及び級並びに資格

(1) 空港保安警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。）第 1 条第 1 項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第 2 項に規定する 1 級に係るもの（以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

空港保安警備に係る旧 1 級検定又は旧検定であって、旧規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級に係るもの（以下「旧 2 級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備（以下「常駐警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者

(4) 施設警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
常駐警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

交通誘導警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備に係る 2 級の検定合格者審査

貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、旧検定に合格した者のうち、次に掲げる者以外の者に対して行う。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則施行（平成17年11月21日）の際、現に、当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に、当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの

3 検定合格者審査の日時

区 分	審 査 日 時
審 査	令和2年6月11日（木）午前9時30分から

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

4 検定合格者審査の場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター

5 検定合格者審査の実施要領

- (1) 検定合格者審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科試験に合格した者のみ実技試験を実施する。

学科試験は、5枝択一式の筆記試験により行う。

- (2) 1級の検定合格者審査の科目及び内容

ア 学科試験

(7) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 問題数

10問

イ 実技試験

(7) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 内容

徒手の護身術の基本動作を2種類実施

- (3) 2級の検定合格者審査の科目及び内容

ア 学科試験

(7) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 問題数

10問

1 設立届

- (イ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

イ 実技試験

(7) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施

6 検定合格者審査申請書の提出方法

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署等

(2) 提出期間及び時間

区 分	提出期間及び時間
審 査	令和2年4月6日（月）から4月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(3) 提出方法

提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。

7 提出書類

(1) 審査申請書1通

(2) 旧検定合格証の写し1枚

(3) 写真1葉（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

(4) 次のいずれかの書面（宮崎県公安委員会以外の公安委員会発行の旧検定合格証の所持者に限る。）

- 県内居住者であることを疎明する書面
- 県内の営業所に属することを疎明する書面

8 審査手数料

4,700円に相当する宮崎県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。

審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。

9 受検票の交付

受検票は審査当日、審査会場において交付する。

10 その他

- (1) この検定の実施に際して収集する個人情報には、この検定に関する目的以外には使用しない。

- (2) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月16日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党宮崎県第1区総支部	渡 辺 創	蔵 坪 伸 英	宮崎市花ヶ島町観音免 932-11	衆議院議員	○	令和2年1月20日

○その他の政治団体

(二) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
竹花きょうこ後援会	竹 花 顕 宏	松 本 弘 志	日向市高砂町2番地	令和2年1月14日
佐藤さつき後援会	佐 藤 定	飯 干 泉	西臼杵郡高千穂町大字押方5076	令和2年1月24日
市民が主役	斉 藤 一 昭	松 本 弘 志	日向市財光寺沖町44番1	令和2年2月5日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮崎県たばこ販売支部	落 合 恵 一	会 計 責 任 者	玉 置 節 子	上 村 高 次	平成31年1月20日
自由民主党高千穂支部	工 藤 博 志	会 計 責 任 者	坂 本 弘 明	佐 藤 久 生	令和元年9月30日
日本共産党宮崎県委員会	来 住 一 人	代 表 者	来 住 一 人	松 本 隆	令和2年2月23日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
柏田きみかず後援会	柏 田 孝 二	代 表 者	柏 田 孝 二	黒 木 徳 幸	平成31年4月1日
幸福実現党宮崎南部後援会	木 澤 義 臣	会 計 責 任 者	原 口 三 穂	原 典 子	平成31年4月1日
宮崎県民主教育政治連盟	谷 口 博 次	代 表 者	谷 口 博 次	下 原 政 広	平成31年4月1日
		会 計 責 任 者	本 秀 一	谷 口 博 次	
全国旅館政治連盟宮崎県支部	有 田 恒 雄	代 表 者	有 田 恒 雄	甲 斐 正 樹	令和元年6月28日
山口直嗣後援会	山 口 直 嗣	代 表 者	山 口 直 嗣	原 則 幸	令和元年12月1日
別府ひできとをもって住みよい都城をつくる会	植 村 幹 雄	主たる事務所の所在地	都城市都北町3527-3	都城市都北町3530-3	令和元年12月23日
ディベート.com日本のせんたく	長 友 和 寛	主たる事務所の所在地	宮崎市天満町10-2ロイヤル天満 102号室	宮崎市天満町10-31富士コーポ 203号	令和2年1月1日
幸福実現党日向後援会	北御門 孝	主たる事務所の所在地	東臼杵郡門川町上町4丁目24下水流団地B棟9号	日向市日知屋 348-1	令和2年1月5日
久保田早紀後援会	堀 田 孝 一	会 計 責 任 者	長 友 時 子	天 水 貞 照	令和2年1月20日
前屋敷えみ後援会	久 島 昌 志	会 計 責 任 者	村 岡 弘 応	天 水 貞 照	令和2年1月20日
後藤やすき後援会	松 浦 正 臣	会 計 責 任 者	山 崎 亮	林 好 美	令和2年1月22日

脇谷のりこ後援会	前 田 典 子	主たる事務所の所在地	宮崎市大塚町大坪2655-1 第五長友ビル1 F	宮崎市小松台南町11-8	令和2年 2月10日
米良わたると西都市の 発展向上を目指す会	米 良 弥	会 計 責 任 者	米 良 良 子	宮 野 原 清	令和2年 2月15日
竹花きょうこ後援会	竹 花 顕 宏	会 計 責 任 者	伊 藤 悦 史	松 本 弘 志	令和2年 2月17日
岩元たけし後援会	外 山 孝	主たる事務所の所在地	日南市大字下方2439	日南市戸高4丁目2-3	令和2年 2月18日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
くらもと茂弘後援会	松 元 昭	平成31年4月30日
福元義輝後援会	山 崎 秋 男	令和元年12月8日
水町茂後援会	平 林 和 彦	令和元年12月25日
さとう誠後援会	佐 藤 幾 雄	令和元年12月30日
大智会	田 口 幸 登	令和元年12月30日
あかねがくぼまゆみ後援会	茜ヶ久保眞由美	令和元年12月31日
浩一会	永 田 浩 一	令和元年12月31日
晃政会	緒 嶋 雅 晃	令和元年12月31日
政友会	米 良 政 美	令和元年12月31日
恒吉政憲を育てる会	恒 吉 政 憲	令和元年12月31日
林一彦後援会	江 藤 孝 一	令和元年12月31日
松元しげはる後援会	梅 木 和 秋	令和元年12月31日
みや子後援会	首 藤 美也子	令和元年12月31日
森川春夫後援会	森 川 春 夫	令和元年12月31日
山口直嗣後援会	山 口 直 嗣	令和元年12月31日
山本定則後援会	宮 田 重 之	令和元年12月31日
高原地域自治問題研究会	益 本 一 博	令和2年1月31日
ますもと一博とともに歩む会	小久保 博 夫	令和2年1月31日
わくわく日向	竹 花 顕 宏	令和2年2月4日
高千穂を愛する会	田 中 義 了	令和2年2月17日

宮崎県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第3項の規定により、資金管理団体の異動及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月16日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

1 異動届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
前 田 典 子	脇谷のりこ後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市大塚町大坪2655-1 第五長友ビル1 F	宮崎市小松台南町11-8	令和2年 2月10日

2 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
益 本 一 博	高原地域自治問題研究会	令和2年1月31日

--	--